難病法に係るQ&A(27/1/30時点 抜粋)

質問	回答
地方単独事業による医療費助成を併用し、結果的に自己負担が 0円になる患者の場合、自己負担上限額管理票の自己負担額欄に はどのように記載すればよいか。	地方単独事業によって結果的に患者の自己負担が0円になる場合であっても、難病の医療費助成において患者が本来自己負担するべき額を自己負担上限額管理票に記載すること。 【自己負担上限額管理票の記載例】 ○ 自己負担上限額が5,000円の患者が、医療費総額30,000円の医療を受けた際の管理票の記載方法 ⇒ (地方単独事業により結果的に患者負担が0円になる場合であっても)管理票の自己負担欄には5000円と記載する。
(誕生日が昭和 19 年4月1日までの) 70 歳から 74 歳の患者で指定公費が支給される場合、自己負担上限額管理票はどのように記載すればよいか。	(誕生日が昭和19年4月1日までの)70歳から74歳の患者で指定公費が支給される場合は、指定公費が支給された後の負担額を自己負担上限額管理票に記載すること(医療費の1割を超える部分は指定公費及び医療保険負担となるため、管理票には1割分までの自己負担額を記載する)。 【自己負担上限額管理票の記載例】 ○ 自己負担上限額が5,000円の患者が、医療費総額30,000円の医療を受けた際の管理票の記載方法 ⇒ (指定公費の支給により医療費の負担割合が1割までとなるため)管理票の自己負担欄には3,000円と記載する。
訪問看護は医療費を翌月に確定させてから精算及び請求を行う ことが多いが、このような場合は自己負担上限額管理票の記載は どのようにすればよいか。	請求額の確定後にサービス提供月の自己負担上限額管理票に医療費総額等を 記載することとして差し支えない。